応札仕様書　消防設備点検（法定点検）業務契約について

|  |  |
| --- | --- |
| 条　　　　件 | 応　　　札 |
| １　消防法第7条3項の3に基づき定期点検を実施し、有事が発生した場合に各設備が本来の機能を充分に発揮できるようにすること。 |  |
| ２　設備の点検頻度は、1回/6ヶ月とすること。（予定　8月、2月） |  |
| ３　点検実施者は、法定資格者が実施すること。 |  |
| 　４　病院で実施する防火・防災訓練（2回/年　※）及び教育訓練の支援を行うこと。 |  |
| ５ 古い加圧式消火器更新を１０本ずつ行うため、消火器納品見積もり書を提出すること。提出期限について、消防設備点検、防火・防災訓練の２週間前に提出すること。消火器交換は点検、訓練時に行うこと。 |  |
| ６ 点検時に見つかった不具合の対応を行うこと。　　　簡易的なものについては点検中対応すること。　　　点検後１週間以内に不具合一覧リスト・不具合交換の見積もり書を提出すること。 |  |
| ７　点検日（作業）は原則平日点検可能であるが、エリア及び点検内容によっては、時間指定や土曜、日曜日の指定作業とする。添付の“立入り調整が必要なエリアと鍵が必要な箇所リスト”を参照すること。その他非常放送設備等の試験（音等が出る試験）に関して土曜午後とすること。　　また、点検日程は連続した工程で実施すること。　　点検予定の2週間前までに工程表を提出すること。 |  |
| ８　点検日（1日）ごとに不備事項について報告書を提出すること。点検報告書は建屋毎、設備毎に作成すること。点検後2週間以内に提出すること。　※年1回は消防局へ提出すること。病院保管分の点検報告書についてはそれぞれの項目にタブ付を行うこと。 |  |
| ９　その他仕様は添付の“委託契約業務に伴う見積もり依頼書共通仕様（条件）事項”を順守すること。 |  |

○日付

○社名（押印）